



SERIES TAINS 解体新書

委託販売その他業務代行業の消費税等の課税の対象



小菅 貴子 [本郷支部]

はじめに

消費税法基本通達10-1-12(2)は、委託販売その他業務代行等に係る資産の譲渡等を行った場合には、委託販売等に係る受託者については、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となる旨定め、委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合の委託販売等に係る受託者については、委託された商品の譲渡等に併い収受した又は収受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額として差し支えないものとする旨定めています。

この取扱いは、委託販売等において受託者が委託者に対して行うものの本質は、役務の提供であることから、受託者における資産の譲渡等の対価は、委託者から受け取る委託販売手数料が役務提供の対価となるのが原則であることを明らかにしたもの(平20.2.1裁決)とされています。

今回は、委託販売その他業務の代行業の課税の対象について争われた裁決をご紹介します。

1. インターネット広告掲載に関する事業に係る消費税等の課税取引の範囲

平20.2.1非公開裁決 (F0-5-106)(全部取消し)

〔基礎事実〕

本件は、請求人が国外の広告媒体にインターネット広告に係る広告の掲載料を支払った取引について、原処分庁が、請求人の営む事業は、広告主との間では広告の企画、制作及び広告媒体への掲載に係る請負業に該当し、媒体企業との間では広告代理業に当たり準問屋に該当する旨主張し、国外の広告媒体との間の取引は国内取引以外の取引であることから、本件各掲載料に係る仕入税額控除は認められないとして、課税仕入れの額を減少させる更正処分等を行ったことに対し、請求人が請求人の事業は広告代理業に該当し、消費税法上の課税対象取引は広告の掲載に係る手数料部分であるとして、同処分等の全部の取消しを求めた事案です。

〔審判所の判断〕
ここでは請求人のインターネット広告掲載に関する事業に係る課税取引の範囲に対する判断のみ取り上げます。

(1) 広告代理業における消費税等の取扱い
広告代理業に係る業務内容の性格は、広告主と媒体企業との間に立ち、広告主と媒体企業との広告掲載に関する取次ぎであると認められ、広告代理店は準問屋に該当すると認められる。

委託販売において受託者が取次ぎという役務提供から得る販売手数料と、広告代理店が広告掲載の取次ぎという役務提供から得る取扱手数料とは、共に取次ぎという役務提供に係る対価であると認められ、いずれも問屋契約に適用される委任の規定に基づき受託者が得る報酬であると認められる。

したがって、広告代理店が得る取扱手数料は、委託販売に係る受託者が得る販売手数料と同様に、消費税法基本通達10-1-12により広告取次ぎに係る広告取扱手数料を課税資産の譲渡等の対価とするのが原則であると解される。

(2) 本件への当てはめ
請求人の営む事業は、インターネット広告を取り扱う広告代理業であると認められ、請求人は、広告主と国外の広告媒体の間に立ち、本件各契約に基づき、広告代理業としての業務を行うことにより本件各手数料を得ている。

請求人の役務提供は、広告主及び国外の広告媒体の双方に対して行われたものであり、実質的には本件各手数料には双方に対する役務提供の対価が含まれていると認められる。

また、請求人の行為は遊技客から引き取った本件景品をパチンコ店に戻す行為、すなわち、本件景品の交換の取次業務をしているにすぎないと認められる。

また、買取明細書の記入欄に交換用現金は「預り金額」と記載されていること、さらに請求人が当該現金を自由に使用できるものでもないことを併せ考えれば、本件景品との交換用現金は、請求人自身のものではなくパチンコ店のものであると認められること等から、請求人の事業実態は、パチンコ店から独立した事業者として、自己の名と責任において遊技客から本件景品を買い取り、自己の名と責任において本件景品を譲渡しているとは認められず、請求人はパチンコ店から本件景品の交換の取次業務の委託を受けたにすぎず、請求人の事業は、消費税法第2条第1項第8号に規定する役務の提供であると認められる。したがって、請求人は、本件景品の交換の取次業務に対する手数料を受領するのみであり、本件手数料が役務の提供の対価となり、請求人の課税売上高となる。

2. パチンコ景品買取業者の役務の提供の対価

平15.4.24非公開裁決 (F0-5-066)(全部取消し)

〔基礎事実〕

請求人は、パチンコ店において遊技客が取得した景品を現金と交換する者です。原処分庁は、請求人は本件景品をパチンコ店に譲渡したものであるとして、買取明細書を調査し、請求人の各課税期間の基準期間の課税売上高はいずれも3千万円を超えているから、請求人は各課税期間においては課税事業者であるとして消費税等の賦課決定処分をしたことから、請求人がその取消しを求めた事案です。

〔審判所の判断〕

請求人は出金伝票及び買取明細書を作成し本件景品をパチンコ店に引き渡してはいるが、遊技客から買い取った金額と同額で引き渡しており、金額についてもパチンコ店が決めたものであるから、その取引には資産の譲渡の対価としての営利性が認められず、また、本件景品の仕入れからその管理ま

でパチンコ店が行っていることから、請求人の行為は遊技客から引き取った本件景品をパチンコ店に戻す行為、すなわち、本件景品の交換の取次業務をしているにすぎないと認められる。

また、買取明細書の記入欄に交換用現金は「預り金額」と記載されていること、さらに請求人が当該現金を自由に使用できるものでもないことを併せ考えれば、本件景品との交換用現金は、請求人自身のものではなくパチンコ店のものであると認められること等から、請求人の事業実態は、パチンコ店から独立した事業者として、自己の名と責任において遊技客から本件景品を買い取り、自己の名と責任において本件景品を譲渡しているとは認められず、請求人はパチンコ店から本件景品の交換の取次業務の委託を受けたにすぎず、請求人の事業は、消費税法第2条第1項第8号に規定する役務の提供であると認められる。したがって、請求人は、本件景品の交換の取次業務に対する手数料を受領するのみであり、本件手数料が役務の提供の対価となり、請求人の課税売上高となる。

おわりに

今回ご紹介した裁決は、いずれも請求人の行う事業が、取次ぎに係る役務の提供であると判断された事例です。

パチンコ景品買取業者については、景品交換業務における課税の対象は、景品の譲渡であり、原告の利益相当額の委託手数料ではないとされた事例(H12.2.16横浜地裁、Z246-8584)もあります。納税者の行う業務が、取次ぎ等に係る役務の提供であるか、あるいは資産の譲渡等であるかは、個々の取引の事実認定の問題であると思われます。

収録内容に関するお問合せは、データベース編集室へ 03-5496-1416

会議等報告(5月1日~31日)

所掌部	会議名等	(開催日)	主な内容	所掌部	会議名等	(開催日)	主な内容
経理部	経理部会	(5/28)	①平成25年度決算の一部修正について ②平成25年度収益部門の決算について ③会費免除申請の審査について	調査研究部	調査研究部会	(5/12)	①平成28年度税制及び税務行政に関する意見・要望の提出方依頼について ②今後の意見書作成について
網紀部	網紀部会	(5/21)	①登録の取消しの理由となる事実(2年以上継続して所在不明)の日税連あて通知について ②網紀事案(継続事案)について	国際部	国際部会	(5/26)	①ベトナム税理士会等との協議会の報告書作成について ②中華工商務協会(台湾)との協議会について
広報部	広報部会	(5/19)	①税理士業務PRについて ②会報について	登録調査会	登録調査委員会	(5/26)	①税理士法ほか研修について ②税理士会及び関連団体の組織、事業活動について ③税理士証票交付、手続きについて
税務支援対策部	税務支援対策部会	(5/26)	①受託事業の応札について ②支部独自事業の実施計画書について	税理士証票交付式	税理士証票交付式	(5/29)	①税理士法ほか研修について ②税理士会及び関連団体の組織、事業活動について ③税理士証票交付、手続きについて
研修部	認定研修審査会	(5/20)	①認定研修申請に係る審査について ②受講時間の認定申請に係る審査について ③認定団体申請に係る審査について	情報システム委員会	情報システム委員会	(5/16)	①電子申告推進委員会議の運営等について ②税理士情報フォーラムの内容等について ③広報部との意見交換会について
業務対策部	業務対策部会	(5/15)	①相続税フォーラム・相談会の実施について ②平成26年度税務調査・書面添付制度アンケートの実施について ③平成26年度税理士業務要覧及び会則・規則類集(抜粋版)の発行について	法対策委員会	法対策委員会運営委員会	(5/20)	①税理士法改正について ②支部法対等への検討課題について
公益活動対策部	公益活動対策部会	(5/15)	①日税連成年後見賠償責任保険の加入者募集について ②日税連成年後見事務従事者調査について ③後見人等養成研修履修者名簿登録更新にかかる研修単位の申請について	会員相談室	会員相談室運営委員会	(5/15)	①会員相談事例紹介原稿について ②相談実績について
租税教育推進部	租税教育推進部会	(5/16)	①第2回租税教育講師養成研修会の開催について ②第1回租税教育講師養成研修会の開催結果について ③租税教育支部代表者会議について ④「租税教育標準テキストver.1」における講師への普及促進の現状について	紛議調停委員会	紛議調停委員会	(5/2)	①紛議調停事案の経過報告について
組織部	組織部会	(5/16)	①支部からの意見聴取について ②ブロック別支部連絡協議会の開催日程及びテーマについて	会則等審議委員会	会則等審議委員会	(5/19)	①ハラスメント防止に関する規程の制定について
制度部	制度部会	(5/19)	①改正税理士法Q&Aの作成について ②税理士法改正に関する説明会の開催結果について	会務制度刷新特別委員会	会務制度刷新特別委員会	(5/7)	①支部交付金等の新たな配分基準について ②会則の平成19年度改正附則の見直し検討について ③A-Zセミナー4th開催内容等について
				中小企業支援対策特別委員会	中小企業支援対策特別委員会(常任委員会)	(5/16)	①金融懇話会の開催について ②本会ホームページ作成の進捗状況について
				企画戦略室	企画戦略室会議	(5/28)	①税理士法改正に伴う会則・規則の一部改正について
				第41回公開研究討論会実行特別委員会	第41回公開研究討論会実行特別委員会	(5/1)	①公開研究討論会の開催案内について ②来賓名簿について ③運営要領について

第4回 支部長会・理事会(合同) 7月9日(水) いずれも東京税理士会館にて午後1時30分開始